

## 岐阜県病院薬剤師会 主催・共催・後援等の名義取扱規程

### (目的)

第1条 本規程は、岐阜県病院薬剤師会(以下、県病薬という)会則第4条に基づき、本会が関与する催しにおける「主催」、「共催」、「協賛」又は「後援」(以下「共催等」という)の名義取扱に関する基準を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「主催」とは、催しの主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。
- 2 「共催」とは、第3者と県病薬が共同でその催しを開催し、会員が企画および運営に参画しており、必要な費用の一部を支出する場合をいう。
- 3 「協賛」とは、第3者が主催する催しについてその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。
- 4 「後援」とは、第3者が主催する催しについてその趣旨に賛同し、応援、援助する場合であって、その催しへの関与が原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

### (基準)

第3条 会員、その他団体等の第三者が主催する学会、講演会、研修会、シンポジウム、セミナー等の催しについて、共催等の依頼があった場合は、次の各項に掲げる基準により個別に判断する。

- 1 会則第4条を遵守していることが認められるとき。
- 2 本会会員にとって有益であると認められるとき。
- 3 本会の事業の目的及び内容に照らし、特に必要と認められるとき。  
ただし、共催については、営利を目的とするもの、特定の企業及び団体等が主催するもの、運営方法が公正でないと認められるもの、その他本会の業務の目的及び内容に照らし、適当でないと認められるときは承認しない。
- 4 原則として共催等の承認は研修会等開催の都度に行うこととする

### (手続き)

第4条 趣意書または申請書の提出により共催等の依頼を受けた場合は、会長または常務会が第3条の基準に基づきその可否を判断するものとし、直近事後の理事会において共催等の依頼と承認の状況を報告するものとする。

### (本会会誌への掲載)

第5条 本会会誌または本会ホームページへの開催案内掲載の依頼があった場合は、原則として次により「学会・研究会・研修会案内」欄に掲載する。

- 1 主催・共催 本会が主催する場合、本会が計画当初より委員会派遣等の負担をして共催する場合は、原則として詳細にわたり内容を掲載する。
- 2 協賛・後援 原則として会期・会場・参加条件等の概略を掲載する。

### (改廃)

第6条 本規程の改廃は理事会で行うことができる。

附則 本規程は平成 26年10月1日より実施する。

本規程は平成 27年3月8日より実施する。(平成 27年3月7日理事会決定)